

就労証明書

鳥栖市福祉事務所長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄														
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()														
2	フリガナ															
	本人氏名											生年月日	年	月	日	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		年		月	日	～	年	月	日			
4	本人就労先事業所	名称														
		住所														
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()														
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間	分)		
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		一ヶ月当たりの就労日数	月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日
		平日		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)		
		土曜		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)		
		日祝		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)		
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間		分)						
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日										
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時		分 ～		時		分 (うち休憩時間		分)				
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年		月		年月	年		月		年月	年		月	
		日／月		時間／月		日／月		時間／月		日／月		時間／月				
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日														
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日														
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)														
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無														
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定														
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否														
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否														
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日														
18	備考欄															
19	保護者記載欄	児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)						
				年 月 日												
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)						
				年 月 日												
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)						
				年 月 日												

証明書を記入される方へ

この証明書は、保育所入所事務のために使用するものです。
未記入の箇所がありますと、入所選考等で不利になる場合があります。
訂正箇所に訂正印が押されていないもの、修正液等を使用したものは無効です。

- 1 勤務時間は、休憩時間を含む契約上の正規の時間をご記入ください。
- 2 パートタイム・派遣労働者の育児休業については、「育児休業等に関する法律」に基づき適用される場合にご記入ください。
- 3 「証明者」は就労を証明できる方であれば、必ずしも雇用主でなくても結構です。（例：営業所長、人事担当課長、店長等）
- 4 就労証明書は、鳥栖市ホームページ「【こども育成課】申請書様式ダウンロード」からExcel形式でファイルのダウンロードが可能です。電子媒体で発行される場合は、PDF形式にしたうえで保護者へご送付ください。

※本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事務所等にて作成してください。

注意

雇用形態の項目で「自営業（個人事業主）」を選ばれた方は、下記の自営業を証明する書類の中から提出可能なものを選択し、その写しを就労証明書に添付して提出してください。

自営業を行っている事を確認できる書類	
☐ 税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書	☐ 営業許可証
☐ 事業所や店の賃貸借契約書	☐ 確定申告書または源泉徴収票のコピー
☐ 事業所名が記載された公共料金領収書	

証明書を「偽造」「変造（無断作成、改変）」した場合について

保育所等利用申込などの手続きの際に、添付いただく就労証明書等の書類について、押印を省略して提出していただくことが可能となっております。

ただし、申請者自身が偽造、変造（無断作成・改変）した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、証明書の内容について、発行元に電話確認等を行う場合があります。

押印のない就労証明書等を偽造、変造（無断作成・改変）した場合について

刑法において、

○有印私文書偽造罪（刑法第159条1項）は行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合

○有印私文書変造罪（刑法第159条2項）は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

にそれぞれ成立する。

就労証明書等に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、

○私電磁的記録不正作出罪（刑法第161条の2第1項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合

に成立する。

（参考）

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	3月以上5年以下の拘禁刑
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
私電磁的記録不正作出罪の法定刑	5年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金